

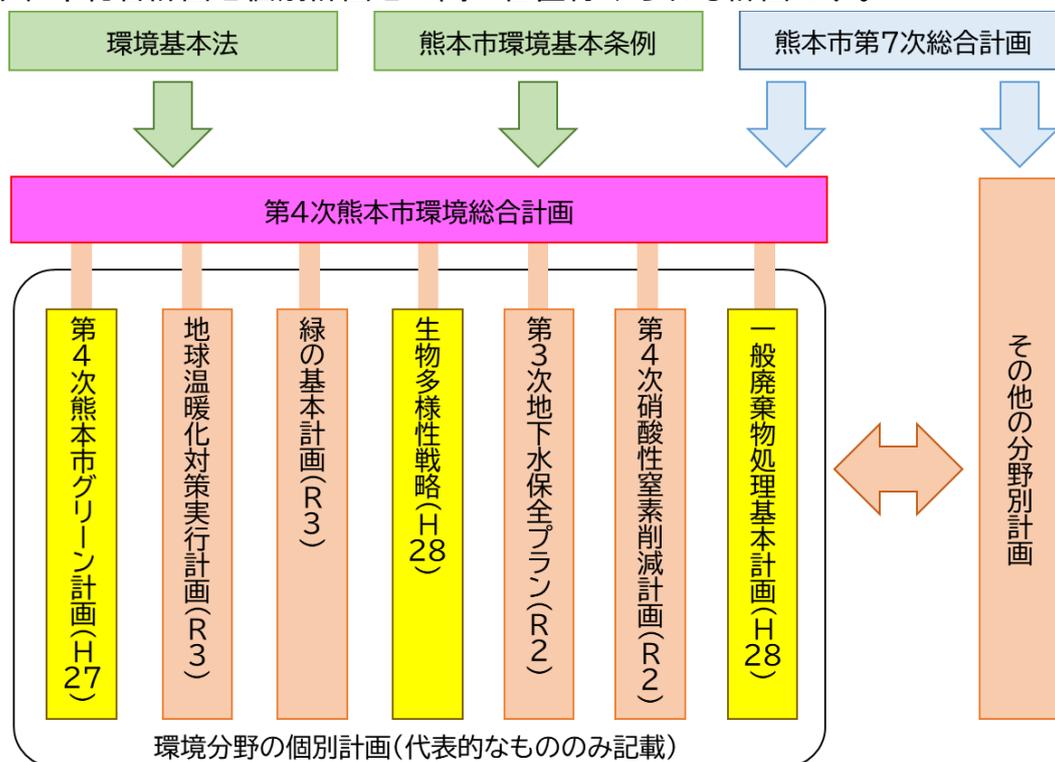
諮問事項「第 4 次熊本市環境総合計画の策定にあたっての
基本的考え方について」について（説明資料）

熊本市環境政策課

1 計画の位置づけ

本市では昭和 63 年(1988 年)に制定した環境基本条例に基づく、「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」として、平成 5 年(1993 年)に第 1 次環境総合計画を策定以後、第 3 次に至るまで計画を策定し、環境行政を進めてきました。

環境総合計画は、環境行政のマスタープランとして、以下イメージ図のとおり、市総合計画と個別計画との間に位置付けられる計画です。



※ 直近に改訂した計画との整合を図る。(オレンジ色の個別計画)
今後改訂予定の計画についても、第 4 次環境総合計画と整合を取りながら策定する。(黄色の個別計画)

2 これまでの経緯

令和 2 年(2020 年)10 月、市長から環境審議会に対し環境基本条例の改正に関する諮問を行いご議論いただいているところであり、改正の方向性がある程度まとまってきたことから、新たな条例の趣旨に沿った環境総合計画の策定準備を進めるため、今回の諮問に至ったものです。

3 ご審議にあたり考慮いただきたい考え方

熊本市の特性を踏まえながら、以下の項目を踏まえたご審議をお願いします。

- ・ 新たな条例との整合が図られていること
- ・ 社会情勢の変化や新たな環境課題への対応が盛り込まれていること

4 ご審議いただきたい事項

次に掲げる項目を中心に、基本的考え方のご審議をお願いします。

(※ 記載事項は本市の案です。)

(1) 計画の基本的事項について

ア 計画策定の視点

国際的な動向や、国、県や周辺市町村の動向、これまでの取組、第3次計画の達成状況を踏まえる。

イ 計画の位置づけ

項番1のイメージのとおり

ウ 計画の対象区域

熊本市全域とする。

エ 計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とする。

(2) 計画の理念・目標について

ア 基本理念(目指す都市像)

熊本市第7次総合計画に掲げる目指すまちの姿(市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち「上質な生活都市」)の実現に寄与するために、「持続可能」、「環境保全」、「都市」といったキーワードを用い、将来を見据えた環境保全に取り組む基本理念(目指す都市像)を定める。

イ 基本方針・計画の目標と重点戦略

環境基本条例第6条に掲げる6つの「市の施策」を基本方針とし、この中で計画期間中特に重点的に取り組むものを重点戦略と位置付ける。

また、環境影響評価など各方針にまたがる4つの施策を横断的施策とする。

(3) 基本計画について

ア 施策体系

前述(2)のウの基本方針＞施策＞取組＞具体的取組の4層構造とする。
施策は基本方針を実現するための取組目標とし、取組は施策を達成するための環境課題ごとの目標とする。

※ 環境審議会では「基本方針」及び前述の「横断的施策」をご審議いただき、「施策」以降は市にて検討します。

イ 達成指標

施策体系を取りまとめる達成指標（KGI・重要目標達成指標）を1つ設定する。

また、施策及び重点戦略ごとに、成果指標（KPI・重要業績評価指数）を設定し、成果指標を補完するものとして、取組ごとに参考指標を設定する。

(4) 計画の推進について

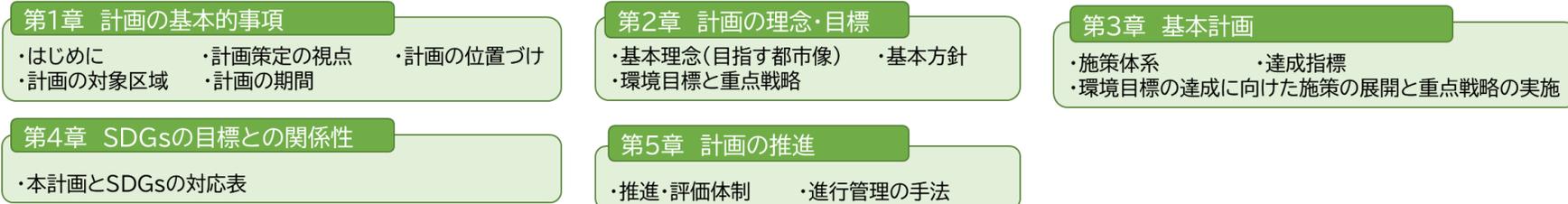
ア 推進・評価体制

各年度の取組状況を環境審議会や市議会に報告しながら、必要に応じ計画を見直すほか、ホームページで公表する。

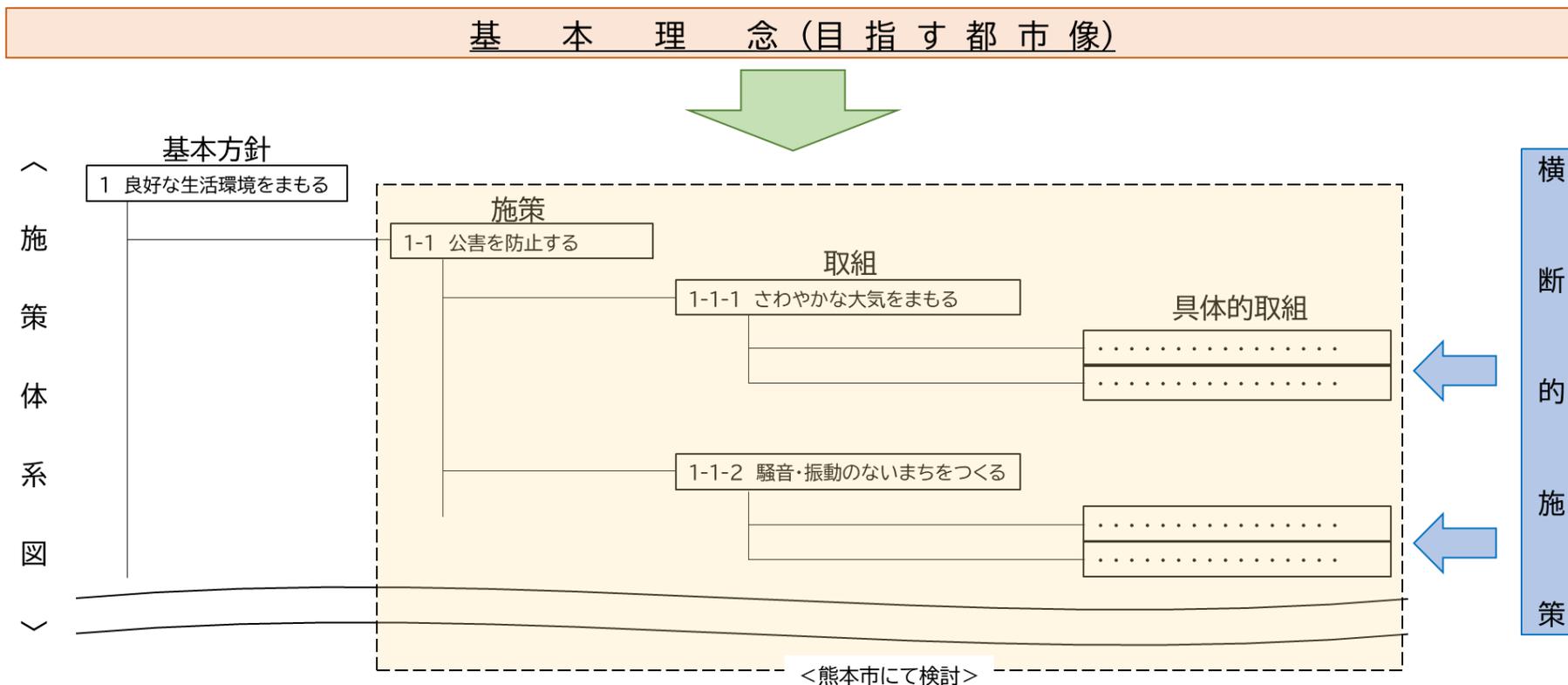
イ 進行管理の手法

点検・評価を客観的・具体的に行うため、年度実施する市民アンケートや実績値を把握しながら、進行管理を行うことで施策の推進を図る。

5 計画全体のフレーム



6 基本計画のフレーム (イメージ)

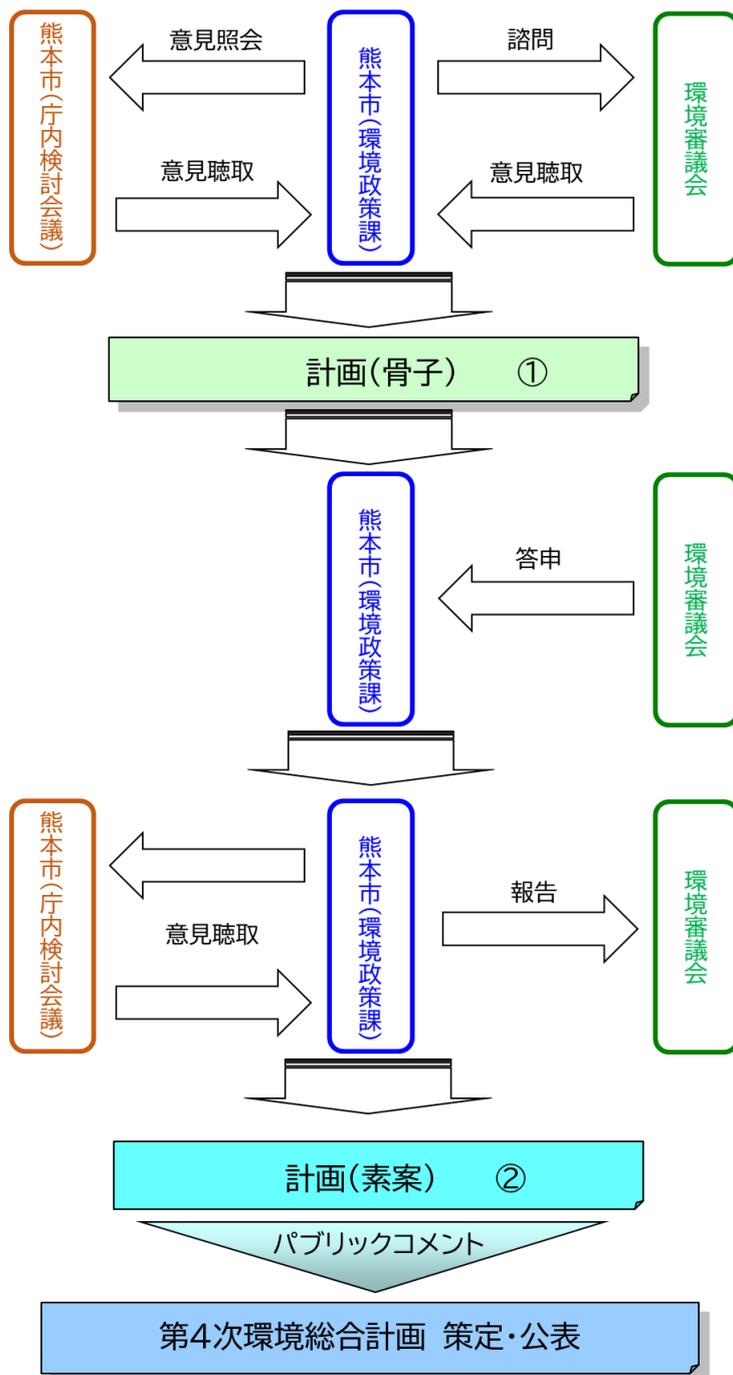


7 環境総合計画策定までの流れ

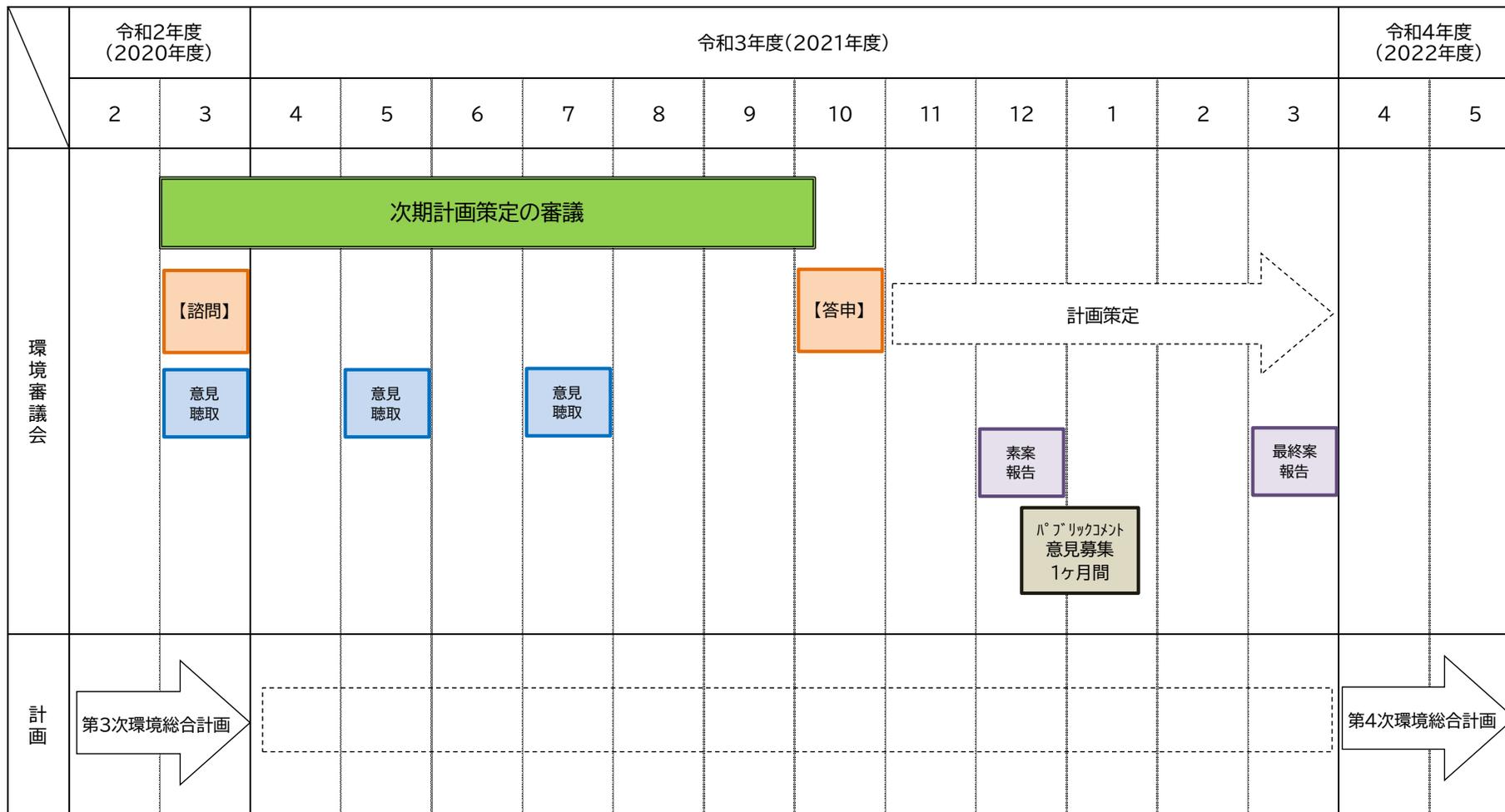
以下イメージ図のとおり、環境審議会での基本的考え方の議論を踏まえながら、庁内検討会議で計画骨子（①）を作成していきます。

基本的考え方を答申いただきましたら、庁内検討会議で計画素案（②）の作成に移ります。

計画素案では、計画骨子に市の施策を落とし込み、計画の体裁を整えます。その後、パブリックコメントを経て策定となります。



8 今後のスケジュール



9 参考資料

(1) 環境総合計画の変遷

	第1次	第2次	第3次
策定年月	平成5年(1993年)3月	平成13年(2001年)3月	平成23年(2011年)3月
計画期間	H5(1993)～21世紀初頭	H13(2001)～H22(2010)	H23(2011)～R2(2020)
テーマ	環境にやさしい都市づくり	みんなでつくろう 人と地球にやさしいまち	未来へつなぎ、 世界に誇れる環境文化都市
都市づくりの 方向	ヒューマンシティ・くまもとの実現	よかひと!よかまち!よかくらし! しあわせ実感、夢と活力の 「生活首都」	市民が住み続けたい、だれもが住んで みたくなる、訪れたいまち 「上質な生活都市」
将来都市像	水と緑の人間環境都市	市民が主役の「人にやさしく、地球に やさしい」まちづくり	誇るべき良好な自然環境の保全と地球 環境問題への積極的な対応
目標	<p>環境づくりの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全で快適にすごせる生活環境 ② 生態系が息づく自然環境 ③ 個性豊かな魅力ある歴史的文化的環境 ④ 環境にやさしい社会システムの形成 ⑤ 環境への思いやりあふれる生活様式の形成 	<p>長期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自然と共生する風格ある「森の都」をつくる ② 環境負荷の少ない循環型の社会をつくる ③ 地球市民を育てすべての者の参加と協働を実現する 	<p>環境目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる ② くまもとの風土を活かした都市をつくる ③ 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる ④ 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる ⑤ 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①～③の目標を、市全域もしくは地域別の対応で2つに分類 ・ 地域別では市域を9地域に分け、基本方針、施策の展開、配慮事項を規定 ・ 市民向けの環境保全行動指針を別冊で作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ローカルアジェンダ 21 行動計画を包含 ・ 数値目標の設定 ・ 市民参加による検討、協働の取組の記載 ・ 地域別環境配慮指針を別冊で作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間の環境行政の方向性を示す基本理念を、環境目標と別に定義 ・ 環境目標に共通して取り組むべき「ひとづくり」「まちづくり」を重点協働プロジェクトとして設定 ・ 第6次熊本市総合計画を踏まえ、政令指定都市移行を視野に入れた構成

(2) 第3次熊本市環境総合計画策定時の答申書

第3次熊本市環境総合計画の基本的考え方について

はじめに

平成22年2月17日、熊本市長より本審議会に対し、熊本市環境基本条例第3条に基づく環境総合計画の策定に当たって、熊本市の良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画である環境総合計画の基本的考え方はいかにあるべきかについて、諮問がなされた。

本審議会では、諮問事項について、熊本市の環境特性や都市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、積極的かつ慎重に審議を進めてきた。

その結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

1 計画の基本的位置づけについて

(1) 環境問題や社会情勢の変化への対応

熊本市では、平成13年の第2次環境総合計画の策定以来、3つの長期目標の達成に向け、市民・事業者・市の役割を定め、協働により環境保全に取り組んできた。

しかし、その一方で、進行する地球温暖化や生物多様性の危機など、地球規模での環境問題が顕在化するとともに、都市を取り巻く大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの身近な環境問題についても一定の改善は見られるものの課題も残されている。

加えて、熊本市においては、合併による市域の拡大、政令指定都市への移行、更には、熊本市の住民自治のルールを定めた自治基本条例が施行されるなど、市として新たなまちづくりの大きな転換点を迎えている。

このようなことから、本計画は、地球規模や地域での環境問題や社会情勢の変化への対応を考慮し、策定されなければならない。

(2) 計画の範囲や他計画との整合、計画の見直し

本計画の対象地域は熊本市域とするが、地下水の保全等の広域的な課題に対しては、必要に応じて、生活圏を同じくする周辺市町村等と連携を図っていかねばならない。

また、国や県の環境基本計画はもとより、本計画の上位計画である熊本市第6次総合計画の分野別施策第6章「水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築」及び同計画の重点的取り組みの一つである「ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる」に向けた取り組みとの整合性を図らねばならない。

さらに、本計画は、熊本市が今後目指すべき環境行政の方向性を定めた、いわば理念計画として位置づけられるものであり、下位計画である環境分野の個別計画の道標として策定されるべきである。

本計画の見直しについては、熊本市を取り巻く社会経済状況の変化や新たな環境問題、政令指定都市における行政区ごとの環境保全施策等に備えるため、目標年次の中間年に行うことが望ましい。

2 計画の基本的事項について

(1) 目指す都市像

本計画では、環境総合計画において初めて「目指す都市像」を設定することとしたが、「目指す都市像」は、誰もがその方向性をイメージできるよう、熊本市の特徴である豊かな自然環境や歴史文化を活かしながらも、国内外へ向けて明確で効果的な発信ができるものでなければならない。

熊本市は、これまで、「自然環境を大切にす文化」や「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」を大切に育み、築いてきた。これからは、この二つの文化に、「環境保全に向けた新たな価値観や暮らし方を創出する文化」が加わって一体となった、新たな都市の魅力を生み出す「環境文化」の創造が求められており、市民、市民活動団体、事業者、そして市の各主体の参画と協働のもと、この「環境文化」を育む、未来に向けた持続可能な都市「環境文化都市」へと発展していかねばならない。

この「環境文化都市」という考えと、第3次熊本市環境総合計画市民検討会議の中で生まれた「つなぐ」というキーワードを基に、本審議会では、「未来へつなぎ、世界へ誇れる環境文化都市」を、熊本市民が目指すべき都市像とすることで意見が一致した。

この都市像に向かって各主体が環境の保全と創造に取り組むことによって、熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿「湧々都市くまもと」の実現に寄与していかねばならない。

(2) 基本理念

上記の目指す都市像の実現へ向け、様々な環境保全策に取り組むにあたっては、本市の豊かな環境資源の保全とその情報発信をはじめ、地球温暖化に対する緩和策と適応策、都市構造や交通システムのあり方、少子高齢化時代への対応、政令指定都市移行による新たな地域単位のまちづくり、東アジアに向けた情報発信、環境と経済の調和、環境保全の担い手の育成などのひとつづくりや新しい公共の視点からのまちづくりへの取り組みなど、考慮すべき課題が数多くある。

本審議会では、それらの課題と第2次環境総合計画の検証により課題を整理し、総合的視点で今後の方向性をまとめ、これを5つの基本理念とした。

「基本理念～進むべき方向」

- ・豊かな自然と文化の保全と活用
- ・環境の変化への対応と適応
- ・環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ・環境と経済・社会の調和
- ・環境文化都市を推進するひとづくり、まちづくり

市民、市民活動団体、事業者、そして行政の各主体は、この「5つの基本理念」を念頭におきながら、環境保全のための取り組みをともに考え、行動することが重要である。

(3) 基本計画と重点協働プロジェクト

基本計画は、環境目標・中目標・小目標で構成し、総合的・体系的に施策を展開するべきである。

そこで、(2)の基本理念を反映し、目指す都市像の実現に向けた具体的な方向性を示すため、以下の5つを環境目標として設定した。

- ・環境目標1 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ・環境目標2 くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ・環境目標3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ・環境目標4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ・環境目標5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

また、これらの環境目標の実現のため、共通して取り組むべき“環境教育”や“協働”は、これからの新たなまちづくりにおいて必要不可欠な要素であり、今後、さらに推進を図らねばならない。

そこで、この二つの要素を重点協働プロジェクトと位置づけ、施策を有効に展開するための仕組みの構築を図り、計画全体の推進を支えていくことが重要である。

- ・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり

(ひとづくりプロジェクト～環境教育～)

環境保全行動を、自主的・自発的に楽しみながら実践できる人材を育成するため、環境教育の機会の拡充と内容の充実を図ることを目標とし、新しい価値観の提案・啓発、ライフステージ別環境教育の推進、地域別環境教育の推進、環境保全活動のけん引役の育成、環境学習拠点の整備に取り組んでいく。

- ・ 環境と調和した活力あふれるまちづくり

(まちづくりプロジェクト～協働～)

市民・市民活動団体・事業者・市の各主体が、環境保全活動を活発に行えるよう、相互に連携する機会を創出し、協働の取り組みを促進することを目標とし、環境保全活動の支援・促進、情報交換・連携の場の形成、データベースの作成、国内外における人材・情報交流の推進に取り組んでいく。

(4) 計画の推進

本計画を着実に推進する仕組みとして、市民、市民活動団体、事業者そして市が、協働により事業を実施することにとどまらず、計画の実効性を高めるため、各主体がその役割に応じて、計画の進行管理を行っていくことが必要である。

具体的には、市は、PDCAサイクルにより進行管理を行うが、その検証の段階においては、市民、市民活動団体、事業者も自らの取り組みを検証し、市だけでなく更なる環境保全活動の実践に結びつけるために、相互に提案を行える仕組みを構築することが重要である。

また、このような推進体制づくりにおいては、各主体間の協働関係を構築していくことが不可欠である。第3次熊本市環境総合計画市民検討会議において提言されている“各主体を相互に「つなぐ」役割を担う中間的な支援組織”のように、各主体をつないで、協働事業のプロデュースやコーディネートの役割を担うことができる組織を育成していくことも必要である。

その他、必要に応じて、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図るとともに、計画の実行状況については、市議会や本審議会、さらには市民に対し報告を行い、意見を求めなければならない。

3 まとめ

本審議会は、以上の「基本的考え方」に基づき、第3次熊本市環境総合計画案として別添のとおり取りまとめた。

これからの熊本市において、市民、市民活動団体、事業者、そして市の各主体がつながって環境の保全と創造に取り組み、世界に誇れる環境文化都市の実現へ向かって、美しい豊かな自然を次世代へと継承していくことを、本審議会として切に願うものである。

熊本市におかれては、この答申内容を検討され、本計画を策定されるよう求めるものである。